

## 令和元年第3回小城市議会定例会提案理由

(令和元年9月2日開会)

おはようございます。本日ここに、令和元年第3回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第59号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、小規模保育所等における連携施設を確保しないことができる期間及び自園調理への移行を猶予する期間を延長することに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第60号 小城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、放課後児童支援員認定資格を得るための研修に地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を追加するものでございます。

次に、議案第61号 小城市水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、水道法施行令の改正等に伴い、小城市水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、水道法施行令の条ずれなど所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第62号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございますが、一部事務組合規約の変更は地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。

変更の内容でございますが、「西佐賀水道企業団」が水道事業統合に伴い、解散することにより佐賀県市町総合事務組合を脱退し、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務災害又は通勤災害に対する補償に関する事務の共同処理についても脱退するものでございます。

次に、議案第63号 工事請負契約の変更についてで

ございますが、平成 30 年度特定環境保全公共下水道事業三日月浄化センター建設工事において、当初契約金額の 5 億 5,803 万 6 千円を 5 億 4,935 万 3,880 円に変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、決算関係議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案 64 号 平成 30 年度小城市一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましても、予算現額 223 億 1,152 万 9,705 円に対しまして、調定額が 218 億 9,810 万 4,795 円、収入済額が 217 億 8,939 万 6,067 円で、不納欠損額は 653 万 5,383 円、収入未済額は 1 億 217 万 3,345 円となっております。

収入未済額の主なものにつきましては、市税 9,206 万 584 円、諸収入 593 万 9,740 円となっております。なお、市税の収納率につきましては、前年度より 0.4 ポイント改善し、97.8%となっております。

次に歳出でございますが、予算現額 223 億 1,152 万 9,705 円に対しまして、支出済額が 213 億 7,875 万 997 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引残額は 4 億 1,064 万 5,070 円となっております。

次に、議案第 65 号 平成 30 年度小城市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 3,024 万 5 千円に対しまして、調定額が 2,979 万 9,354 円、収入済額が 2,977 万 9,878 円、収入未済額が 1 万 9,476 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 3,024 万 5 千円に対しまして、支出済額が 2,823 万 4,028 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引残額は 154 万 5,850 円となっております。

次に、議案第 66 号 平成 30 年度小城市下水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 24 億 8,675 万 2 千円に対しまして、調定額が 22 億 9,515 万 140 円、収入済額が 22 億 8,322 万 6,913 円で、不納欠損額は 39 万 1,610 円、収入未済額が 1,153 万 1,617 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 24 億 8,675 万 2 千円に対しまして、支出済額が 22 億 3,448 万 9,385 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引残額は 4,873 万 7,528 円となっております。

次に、議案第 67 号 平成 30 年度小城市国民健康保

険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 49 億 267 万 7 千円に対しまして、調定額が 51 億 9,223 万 8,449 円、収入済額が 50 億 4,936 万 5,543 円で、不納欠損額 901 万 6,896 円、収入未済額が 1 億 3,385 万 6,010 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 49 億 267 万 7 千円に対しまして、支出済額が 48 億 8,309 万 7,987 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引残額は 1 億 6,626 万 7,556 円となっております。

次に、議案第 68 号 平成 30 年度小城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 5 億 3,811 万 7 千円に対しまして、調定額が 5 億 4,103 万 6,238 円、収入済額が 5 億 3,974 万 2,238 円で、不納欠損額が 2,900 円、収入未済額が 129 万 1,100 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 5 億 3,811 万 7 千円に対しまして、支出済額が 5 億 2,993 万 4,103 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引残額は 980 万 8,135 円となっております。

次に、議案第 69 号 平成 30 年度小城市水道事業会

計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、はじめに、平成30年度の業務量について御説明申し上げます。

給水戸数は、前年度より100戸増の6,946戸、年間有収水量は157万810立方メートルで、前年度より0.8%の減となっております。有収率は90.01%で、前年度より0.28ポイントの増となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

営業収益は、2億6,463万6,806円で、前年度より0.5%の減、営業費用は2億2,967万6,602円で、前年度より0.9%の減となり、営業利益は3,496万204円となっております。

次に、営業外収益につきましては、1,355万2,502円で、前年度より4.1%の増、営業外費用は1,147万8,475円で、前年度より10.2%の減となっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は3,703万4,231円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入はありませんでしたが、資本的支出の総額は6,809万4,768円となっております。

また、当年度未処分利益剰余金は1億2,445万2,722円となっております。

利益の処分といたしまして、未処分利益剰余金から

2,000 万円を建設改良積立金に積み立て、残りの 1 億 445 万 2,722 円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、議案第 70 号 平成 30 年度小城市病院事業会計決算認定についてでございますが、はじめに、平成 30 年度の業務量について御説明申し上げます。入院患者延数は 21,338 人で前年度より 2,770 人（11.49%）の減となり、1 日平均患者数 58.46 人、病床利用率は 59.05%となっております。外来患者は、45,996 人で前年度より 2,229 人（4.62%）の減となり、1 日平均患者数は 183.25 人となりました。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

医業収益につきましては、10 億 7,841 万 3,015 円で前年度より 5,777 万 1,342 円（5.08%）の減、医業費用につきましては、12 億 7,084 万 1,012 円で前年度より 2,033 万 7,099 円（1.63%）の増となり、医業損失は 1 億 9,242 万 7,997 円となりました。

次に、医業外収益につきましては、1 億 2,965 万 9,017 円で前年度より 968 万 9,770 円（6.95%）の減、医業外費用につきましては、2,501 万 6,913 円で前年度より 342 万 6,651 円（12.05%）の減で、医業外利益は 1 億 464 万 2,104 円となりました。

平成 30 年度の総収益から総費用を差し引いた経常損失が 8,778 万 5,893 円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

平成30年度の資本的収入総額は、2,642万8,000円で前年度より3,986万1,000円(60.13%)の減、資本的支出総額は4,166万9,956円で前年度より11万5,415円(0.28%)の増となりました。

以上、平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、また、平成30年度小城市水道事業会計及び小城市病院事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものです。

併せて、平成30年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率につきまして、議会に報告するものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第71号 平成31年度小城市一般会計補正予算(第3号)は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ4億5,910万6千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ237億3,573万5千円とするもの



でございます。

第 2 表 繰越明許費は、「プレミアム付商品券事業」について、事業の完了が次年度になると見込まれますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、繰り越しするものでございます。

第 3 表 地方債補正は、「道路維持補修事業（公共施設等適正管理推進事業債）」と「臨時財政対策債」の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費では、幼児教育・保育の無償化に伴い、必要となる予算措置や過年度実施済みの各種事業精算による国庫負担金の返還金などを計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、基盤整備促進を図るための暗渠排水整備に伴う費用などを計上しております。

第 7 款 商工費では、消費税・地方消費税引き上げに対応する対策として、プレミアム付商品券に伴う費用などを計上しております。

第 8 款 土木費では、社会資本整備総合交付金を活用した市道の維持補修費用のほか、小城駅千葉公園線の街路整備に係る県営事業負担金などを計上しております。

第 12 款 公債費では、平成 30 年度の市債借入が確定したことに伴い、地方債償還金の元金、利子を計上

しております。

なお、人事異動等に伴う職員等の人件費については、今回の補正において計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましても、事務事業に伴う分担金及び負担金、国・県支出金、市債のほか、過年度精算や返還の諸収入、額の確定等による地方交付税、繰越金を計上し、財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第 72 号 平成 31 年度小城市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 51 万 3 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 792 万 6 千円とするものでございます。

歳入では、前年度決算に伴う繰越額が確定したことによる、一般会計繰入金と繰越金の組み替えを行うものでございます。

また、歳出では、配水管の漏水に伴う修繕費を計上するものでございます。

次に、議案第 73 号 平成 31 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 2,216 万 5 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 6,963 万 5 千円とするもの

でございます。

第 2 表 継続費補正は、特定環境保全公共下水道事業 三日月浄化センター建設工事の平成 31 年度年割額を減額するものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、前年度決算に伴う繰越額が確定したことによる一般会計繰入金と繰越金の組み替えを行うものでございます。

また、歳出では、人事異動等に伴う人件費、農業集落排水事業費、公共下水道事業費、東新町浄化施設管理費を計上するものでございます。

次に、議案第 74 号 平成 31 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 1 億 6,626 万 6 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 7,361 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、前年度決算に伴う繰越額が確定したことによる繰越金を計上するものでございます。

また、歳出では、県支出金の精算による返還金及び基金積立金を計上するものでございます。

次に、議案第 75 号 平成 31 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 948 万 7 千円を追加し、補正後の予

算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,727 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では前年度決算に伴う繰越額が確定したことによる繰越金を計上するものでございます。

また、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を計上するものでございます。

次に、議案第 76 号 平成 31 年度小城市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収入及び支出の既定予算にそれぞれ 15 万 5 千円を追加し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 2 億 9,733 万 6 千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、収益的収入では、人事異動に伴う児童手当の増額により一般会計補助金を追加するものでございます。

収益的支出では、人事異動に伴う職員人件費の減額により、水道事業費用の営業費用を減額するものでございます。また、収支の調整のため予備費を追加するものでございます。

次に、議案第 77 号 平成 31 年度小城市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収入及び支出の既定予算からそれぞれ 547 万 2 千円を減額し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 13 億 6,948 万

7千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、収益的収入では、外来患者数が当初見込みより少なく推移しておりますので減額し、収益的支出では、人事異動に伴う職員人件費を減額するものでございます。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の釘本<sup>くぎもと</sup> 萬壽美<sup>ますみ</sup>氏が、令和元年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、北島<sup>きたじま</sup> 一美<sup>ひとみ</sup>氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、報告第7号と報告第8号を御報告申し上げます。

まず、報告第7号 平成30年度小城市一般会計継続費精算報告書でございますが、スマートインターチェンジ整備事業を平成24年度から平成30年度までの7箇年、牛津拠点地区市街地活性化推進事業を平成29年度と平成30年度の2箇年、牛津小学校施設大規模改造事業を平成27年度から平成30年度までの4箇年の継続事業で実施しております。

次に、報告第8号 平成30年度小城市下水道特別会

計継続費精算報告書でございますが、特定環境保全公共下水道事業三日月浄化センター設備工事を平成29年度から平成30年度までの2箇年の継続事業で実施しております。

これらの事業が平成30年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。